

平成30年度 税制改正要望事項

平成29年10月

指定都市市長会

目 次

1	法人住民税の拡充強化等	1
2	償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持等	2
3	車体課税の見直しに伴う市町村税財源の確保等	3
4	個人住民税の充実強化	5
5	ふるさと納税制度の見直し	7
6	地方消費税の充実等	8
7	地球温暖化対策に係る税財源の確保・充実	9
8	社会保障・税番号制度への対応	11
9	個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について	
	(1) 特別徴収の対象とならない年金受給者の給与からの特別徴収の実施	12
	(2) 年金保険者による市町村に対する通知の早期化等	13
	(3) 納税者の死亡によって生ずる過誤納金に係る取扱いの合理化	14
10	土地の負担調整措置における据置措置の廃止	15
11	土地又は家屋を現に所有している者の届出の義務化	16
12	税制改正に伴う地方税法の改正時期	17
13	地方税制に関する指定都市の意見の反映	18

1 法人住民税の拡充強化等

- ① 都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正により、配分割合の拡充を図ること。
- ② 地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の關係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で行うこと。

(理由と現状)

- ① 指定都市は圏域の中核都市としての役割を担っており、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているため、都市的税目である法人住民税は重要な税源である。

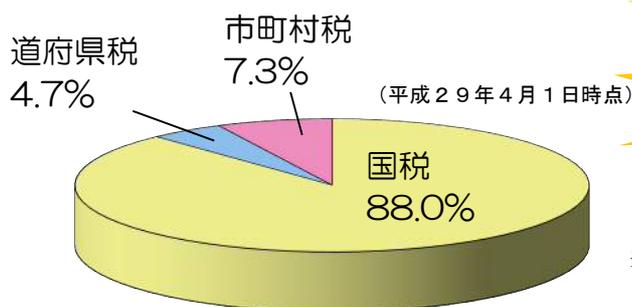
しかしながら、法人所得課税の市町村への配分割合が、7.3%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっている現状を踏まえると、法人住民税については、国・地方間の税源配分の是正により、その配分割合の拡充を図る必要がある。

- ② 法人住民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。

その一方で、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入され、法人住民税の一部を国税化した地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の關係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。

地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率の引上げ等、地方税財源拡充の中で行うべきである。

法人所得課税の配分割合（実効税率）



法人所得課税の市町村への配分割合が極めて低い！

注1 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。

注2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

2 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持等

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村から行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、市町村全体で約1兆6,000億円に上る貴重な安定財源となっていることから、国の経済対策などの観点からの見直しは行わないこと。

また、平成28年度税制改正において時限的に創設された「新規取得した一定の機械及び装置の固定資産税の特例措置」については、平成29年度与党税制改正大綱に示されたとおり、その期限の到来をもって確実に終了すること。さらに、特例措置の対象に一定の工具、器具・備品等が追加されたが、今後対象範囲の拡大等は断じて行わないこと。

(理由と現状)

平成29年度与党税制改正大綱において、「地域の中小企業による設備投資の促進に向け平成28年度税制改正において3年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置についてはその期限の到来をもって終了するものとし、GDPの約7割を占めるサービス産業の賃金改善と生産性向上に向けて、残余の2年間に限り、市町村財政への影響を最小限にするよう地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加する。なお、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持する。」こととされた。

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村から行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、市町村全体で約1兆6,000億円に上る貴重な安定財源となっている。その廃止・縮減を行うことは、市町村財政の根幹を揺るがすものであり、産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主財源を奪うことにもなることから、国の経済対策などの観点からの見直しは行うべきではない。

また、平成28年度税制改正において時限的に創設された「新規取得した一定の機械及び装置の固定資産税の特例措置」は、平成29年度与党税制改正大綱に示されたとおり、その期限の到来をもって確実に終了すべきである。さらに、特例措置の対象に一定の工具、器具・備品等が追加されたが、今後、こうした対象範囲の拡大等は断じて行うべきではない。

3 車体課税の見直しに伴う市町村税財源の確保等

- ① 車体課税の更なる見直しを行う場合は、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な税財源を確保すること。
- ② 軽自動車税環境性能割の税率及び税率区分並びに種別割のグリーン化特例（軽課）の見直しを行う場合は、市町村に減収が生ずることのないよう、十分に配慮すること。
- ③ 自動車重量税に係るエコカー減税について、減収を伴う見直しを行う場合は、市町村への譲与分に係る減収に見合う代替財源を確保すること。

（理由と現状）

- ① 平成29年度与党税制改正大綱では、「平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。」とされた。

地方団体における車体関係税収等は、累次の税制改正により、ここ10年間で減収となっている一方で、道路整備を始めとする自動車に関する行政需要は、車体関係税収等を大きく上回っており、特に老朽化に伴う道路・橋りょう等の維持管理・更新費は、今後増加が見込まれている。

したがって、車体課税の更なる見直しを行う場合は、受益者負担の観点等からも、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な税財源を確保する必要がある。

また、軽自動車税の税率の引上げは自動車税との負担水準の適正化を図るためのものであり、当該引上げ分は自動車取得税の廃止に伴う補填ではないとされていたことを踏まえると、一連の車体課税の見直しに伴う安定的な税財源の確保の中に、軽自動車税の税率の引上げ分を含めるべきではない。

- ② 平成28年度与党税制改正大綱において、軽自動車税環境性能割の税率については、当分の間、2%を上限とすることとされ、同税率区分については、2年ごとに見直しを行うこととされた。

また、平成29年度与党税制改正大綱において、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、「重点化を行った上で2年間延長する。」とされ、環境性能割導入以後のグリーン化特例（軽課）については、「平成26年度及び平成28年度与党税制改正大綱に沿って必要な検討を行い、平成31年度税制改正において具体的な結論を得る。」とされた。

今後、軽自動車税環境性能割の税率及び税率区分並びに種別割のグリーン化特例（軽課）の見直しを行う場合は、市町村に減収が生ずることのないよう、十分に配慮する必要がある。

なお、グリーン化特例（軽課）の見直しに当たっては、軽自動車税環境性能割の税率の上限が、当分の間、2%に抑えられていること及び軽自動車税種別割の税率が自動車税種別割の税率と比較してなお低い水準にあることを考慮する必要がある。

- ③ 平成29年度与党税制改正大綱では、自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについて、「対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で2年間延長する。」とされた。

自動車重量税については、その約4割が市町村に譲与されていることから、減収を伴う見直しを行う場合は、市町村への譲与分に係る減収に見合う代替財源を確保する必要がある。

自動車取得税・自動車重量譲与税の税収等の推移 (平成20年度～平成29年度)

(単位：億円)

年度	地方分計(A+B)		自動車取得税収(A)		自動車重量譲与税収(B)
		うち市町村分計(A'+B)		うち自動車取得税交付金(A')	
20	7,287	6,227	3,663	2,603	3,624
21	5,580	4,855	2,310 (エコカー減税創設)	1,585	3,270
22	4,997	4,463	1,916	1,382	3,081 (譲与率の引上げ 1/3→407/1000)
23	4,758	4,233	1,678	1,153	3,080
24	4,910	4,270	2,104 (エコカー減税継続)	1,464	2,806
25	4,575	4,015	1,934	1,374	2,641
26	3,406	3,171	863 (税率引下げ及び エコカー減税拡充)	628	2,543
27	4,017	3,602	1,373 (エコカー減税継続)	958	2,644
28	3,701	3,409	1,075	783	2,626
29	3,879	3,481	1,319	921	2,560

注1 平成27年度までは決算額、平成28年度及び平成29年度は地方財政計画額である。

注2 自動車取得税交付金は、指定都市加算分を含む。

(総務省資料より作成)

4 個人住民税の充実強化

- ① 市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図ること。
- ② 個人住民税の応益的な性格等を踏まえ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど課税ベースの拡大を図ること。
- ③ 近年の税制改正により複雑化している個人住民税の制度について、整理合理化を図ること。
- ④ 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革の検討に当たっては、個人住民税が減収とならないよう配慮すること。また、指定都市を含めた地方団体の意見を十分に反映させること。
- ⑤ 利子、配当、株式・土地等の譲渡益等の資産性所得に係る個人住民税の税率を少なくとも給与所得等に係る税率と同水準とするよう見直し、その配分割合を拡充すること。
なお、金融所得課税のあり方については、個人住民税における所得間での税負担の公平性の確保を踏まえて検討すること。
- ⑥ 個人住民税均等割の税率については、個人の税負担の動向等にも十分考慮を払いつつ、適切な見直しを行うこと。

(理由と現状)

- ① 個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。
平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、その後も市町村の配分割合は大きく増加していない。
したがって、個人住民税は、市町村の基幹税目であり、税収が安定していることを考慮し、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。
- ② 少子高齢化の進展、雇用形態や就業構造の変化に対応し、個々人や社会全体の活力を引き出す観点から、個人の経済・社会活動の多様な選択について、税制がこれをできる限り阻害しないよう中立的な仕組みとしていくことが重要である。
このような考え方や個人住民税の応益的な性格を踏まえ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど、低所得者への影響にも留意しつつ課税ベースの拡大を図る必要がある。
- ③ 平成19年度の税源移譲に伴う調整控除の導入や、その後の配偶者控除・配偶者特別控除の見直し等、近年の税制改正により複雑化している個人住民税の制度について、納税者が理解しやすい簡素な仕組みとなるよう、整理合理化を図る必要がある。
- ④ 経済社会の著しい構造変化を踏まえた個人所得課税の改革に当たっては、個人住民税が地方公共団体の提供する行政サービスの財源確保の面から最

も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、個人住民税が減収とならないよう配慮する必要がある。また、実務上の問題点等を整理するため、制度設計の段階から指定都市を含めた地方団体の意見を十分に反映させる必要がある。

- ⑤ 現在、利子、配当、株式・土地等の譲渡益等といった資産性所得においては、一部を除き、給与所得等に係る税率10%よりも低い税率となっていることから、少なくとも給与所得等に係る税率と同水準とするよう見直し、資産性所得課税における個人住民税の配分割合を拡充する必要がある。
- なお、平成29年度与党税制改正大綱において、「金融所得に対する課税のあり方について、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、必要な検討を行う。」こととされたが、給与所得等との税負担の公平性を確保する観点からも、検討すべきである。
- ⑥ 個人住民税均等割の税率については、1人当たりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると、なお低い水準にとどまっていることから、個人の税負担の動向等にも十分考慮を払いつつ、適切な見直しを行う必要がある。

利子、配当、株式・土地等の譲渡益等に係る個人住民税・所得税の税率

		税率	
		個人住民税	所得税
給与所得等その他の所得（総合課税）		10%	最低5%、最高45%
預貯金・一般公社債等の利子等		5%	15%
配当等	上場株式等	5%	15%
	上場株式等以外（総合課税）	10%	最低5%、最高45%
株式等譲渡所得		5%	15%
土地等譲渡所得	長期保有・一般	5%	15%
	長期保有・優良宅地等	~2,000万円：4% 2,000万円超：5%	~2,000万円：10% 2,000万円超：15%
	短期保有	9%	30%
先物取引		5%	15%

総合課税の税率(10%)よりも低い!

個人市民税均等割の税率等の推移（昭和30年度=100）

	昭和30年度	平成27年度
税率	100	500 (5倍)
1人当たりの国民所得	100	3,968 (40倍)
1人当たりの地方歳出額	100	6,165 (62倍)
1人当たりの消費支出	100	1,984 (20倍)

1人当たりの国民所得等と比べると伸びが非常に低い!

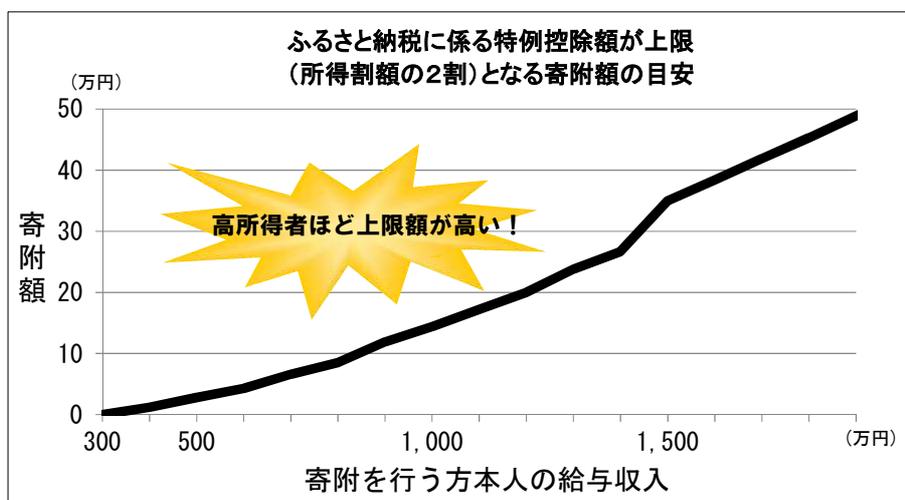
注 昭和30年度における均等割の税率は、人口50万人以上の市の区分(600円)により計算している。

5 ふるさと納税制度の見直し

- ① ふるさと納税制度について、特例控除額が現行の所得割額の2割という定率の上限では、高所得者ほど上限額が高くなり、返礼品と組み合わせることにより、結果として節税効果が生ずるなどの課題もあることから、本来の趣旨に沿った制度となるよう見直しを行うこと。
- ② ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用する場合に生ずる所得税控除相当額については、個人住民税からではなく、全額所得税から控除する仕組みとすること。それまでの間は、個人住民税の減収分について、国の責任において、地方特例交付金により全額を補填措置すること。

(理由と現状)

- ① ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい地方公共団体に対して、税制を通じて貢献するという趣旨のもと創設された制度である。しかしながら、豪華な返礼品を目的とした寄附者が増加しており、制度本来の趣旨とかけ離れたものとなっている。
返礼品の送付については、平成29年4月1日付け総務大臣通知（総税市第28号）において、返礼割合を速やかに3割以下とすることとされたが、特例控除額が現行の所得割額の2割という定率の上限では、高所得者ほど上限額が高くなり、返礼品と組み合わせることにより、結果として節税効果が生ずるなどの課題もあることから、本来の趣旨に沿った制度となるよう見直しを行うべきである。
- ② ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用する場合に生ずる所得税控除相当額については、確定申告が行われた場合と同様に、個人住民税からではなく、全額所得税から控除する仕組みとすべきである。それまでの間は、個人住民税の減収分について、国の責任において、地方特例交付金により全額を補填措置する必要がある。



注1 総務省ホームページ掲載の金額を基に作成

2 夫婦と子2人の場合

3 配偶者は控除対象配偶者

4 子は高校生（16歳から18歳の扶養親族）及び大学生（19歳から22歳の特定扶養親族）

6 地方消費税の充実等

- ① 都市的税目である地方消費税について、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図ること。
- ② 消費税率引上げが延期されたが、社会保障の充実に適切に対応できるよう、必要な財源を確保すること。
また、消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、地方財政に影響を及ぼさない仕組みとすること。
- ③ 納税相談を伴う申告書の収受等、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方の役割の拡大について、実務上の問題点を整理し、検討するに当たっては、指定都市を含めた地方団体の意見を十分に反映させること。

(理由と現状)

- ① 地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、また、社会保障財源化分以外の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市的税目であるため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。
- ② 消費税率引上げが延期されたが、地方公共団体が社会保障の充実に適切に対応できるよう、国の責任において必要な財源を確保する必要がある。
また、消費税率引上げ時における軽減税率制度の導入に当たり、歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保するとしている。
当該措置等を講ずるに当たっては、消費税率引上げの趣旨が、社会保障・税一体改革の中で、国と地方における社会保障の安定財源の確保にあることに鑑み、地方財政に影響を及ぼさない仕組みとする必要がある。
- ③ いわゆる税制抜本改革法（国税）第7条第1号リにおいて、「消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う収受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。」とされたが、当面の収受等の取組を進めるに当たり、国は十分な支援を行い、また、制度の導入等を検討するに当たっては、指定都市を含めた地方団体の意見を十分に反映させる必要がある。

7 地球温暖化対策に係る税財源の確保・充実

- ① 地球温暖化対策の一環として、市町村による森林吸収源対策に必要なとなる継続的かつ安定的な財源については、平成29年度与党税制改正大綱において、「森林環境税（仮称）の創設に向けて、（中略）平成30年度税制改正において結論を得る。」とされており、新たな税制等の仕組みの創設に関し、指定都市を含めた地方団体の意見を十分に反映させ、結論を得ること。

その検討に当たり、都市・地方を通じ国民に等しく負担を求める場合には、税の用途を含め、大都市の住民にもその受益を実感できる仕組みとすること。加えて、既に森林環境の保全等を目的として地方団体が実施している超過課税との整合性を図ること。

- ② 地方公共団体が地球温暖化対策に果たす役割と責任を踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策や都市緑化推進などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるための市町村の税財源を確保・充実する制度を早急に創設すること。

（理由と現状）

- ① 地球温暖化対策の一環としての市町村による森林吸収源対策に係る新たな税制については、平成29年度与党税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」とされており、新たな税制等の仕組みに関し、指定都市を含めた地方団体の意見を十分に反映させ、結論を得る必要がある。

一方、地球温暖化対策の一環として、市町村による森林吸収源対策に係る新たな税制等を早急に創設することについては、指定都市として、平成25年度税制改正から要望してきたところである。

また、都市・地方を通じ国民に等しく負担を求める場合には、税の用途を含め、大都市の住民にも、その受益を実感できる仕組みとすべきである。加えて、既に森林環境の保全等を目的とした超過課税を実施している地方団体があることを踏まえ、課税目的や充当事業等との整合性を図る必要がある。

- ② 地方公共団体は、従来から、エネルギー起源CO₂排出抑制策や都市緑化推進などの地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施し、大きな役割と責任を担っているが、これに係る地方公共団体の税財源は明確に示されていない。

このため、エネルギー起源CO₂排出抑制策や都市緑化推進などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるための市町村の税財源を確保・充実する制度を早急に創設する必要がある。

指定都市の地球温暖化対策

区分	事業内容（例）	指定都市の事業費
森林吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の整備・保全 <ul style="list-style-type: none"> ・森林を適切な状態に保つための間伐・主伐・植栽等 ・保安林の適切な管理保全（森林機能発揮のための伐採・転用規制等） ・治山事業 ○木材・木質バイオマス利用 <ul style="list-style-type: none"> ・地域内で産出され、地域内で加工された木材の建築物等への利用に対する補助 ・まき・ペレットストーブの普及促進事業（設置費用の補助） 	35 億円
都市緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ○都市緑化等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・屋上、壁面、空き地等の緑化推進又は緑化整備費の助成 ・地域の環境美化、地域の活動組織の育成などの推進 	209 億円
エネルギー起源 CO ₂ 等排出抑制 対策	<ul style="list-style-type: none"> ○民間の事業者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所における新エネルギー・省エネルギー設備導入に対する補助 ・農業等における省エネ・低炭素型の農法や機器の導入等についての普及啓発 ○個人住宅等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・個人住宅における太陽光発電システム設置費用への補助 ・住宅エコリフォーム（窓・床・壁・天井の断熱改修）への補助 ○廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制 ・資源や製品等の循環資源の再使用 ○公的機関としての率先実行 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の有する施設における太陽光発電施設の導入 ・低公害車の率先導入 	879 億円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量の調査 	1 億円
合 計		1,124 億円

注 指定都市の事業費については、総務省から都道府県及び市町村への調査である「地方公共団体における地球温暖化対策の実態調査」（平成 26 年度実施）の調査項目に基づき、平成 29 年度当初予算ベースで作成。

8 社会保障・税番号制度への対応

- ① 社会保障・税番号制度に係る運用面について、迅速かつ詳細な情報提供を行うとともに、指定都市を含めた地方公共団体と十分協議し、その意見を反映させること。
- ② システム改修等に係る経費については、引き続き国の責任において確実に財政措置を講ずること。

(理由と現状)

- ① 社会保障・税番号制度については、平成28年1月から利用開始されたが、当該制度の目的を達成し、円滑な運用を行うためには、その情報基盤となるマイナポータル、情報提供ネットワークシステム等について、迅速かつ詳細な情報提供を行うとともに、課題が生じた場合は、指定都市を含めた地方公共団体と十分協議を行い、その意見を随時反映させる必要がある。
- ② 当該制度は国家的な情報基盤整備であることから、システム改修等に係る経費については、引き続き国の責任において確実に財政措置を講ずる必要がある。

9 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について

- (1) 特別徴収の対象とならない年金受給者の給与からの特別徴収の実施
公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者で、給与からの特別徴収の対象者である者については、公的年金等の所得に係る税額についても給与から特別徴収できるようにすること。

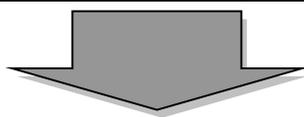
(理由と現状)

65歳未満の年金受給者で、給与からの特別徴収の対象者である者は、公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収することができる。

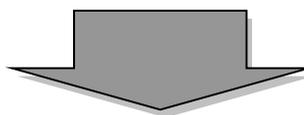
しかしながら、介護保険料が公的年金からの特別徴収の対象とならない等の理由によって公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者で、給与からの特別徴収の対象者である者については、公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収することができず、普通徴収で納税することになり、納税の利便性が低下している。

したがって、65歳以上の年金受給者で、給与からの特別徴収の対象者についても、納税の利便性を確保するため、公的年金からの特別徴収の対象とならない場合には、公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収できるようにすべきである。

公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者で、給与からの特別徴収対象者である者については、公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収することができない。



公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者については、普通徴収で納税することになり、納税の利便性が低下している。



納税の利便性を確保するため

公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者について、公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収できるようにすること。

(2) 年金保険者による市町村に対する通知の早期化等

- ① 年金保険者は年金受給者に関する情報を遅くとも5月10日までに市町村へ通知すること。
- ② 年度途中において公的年金からの特別徴収の対象でなくなった者について、年金保険者は市町村が通知をしてから1か月程度で特別徴収を停止すること。

(理由と現状)

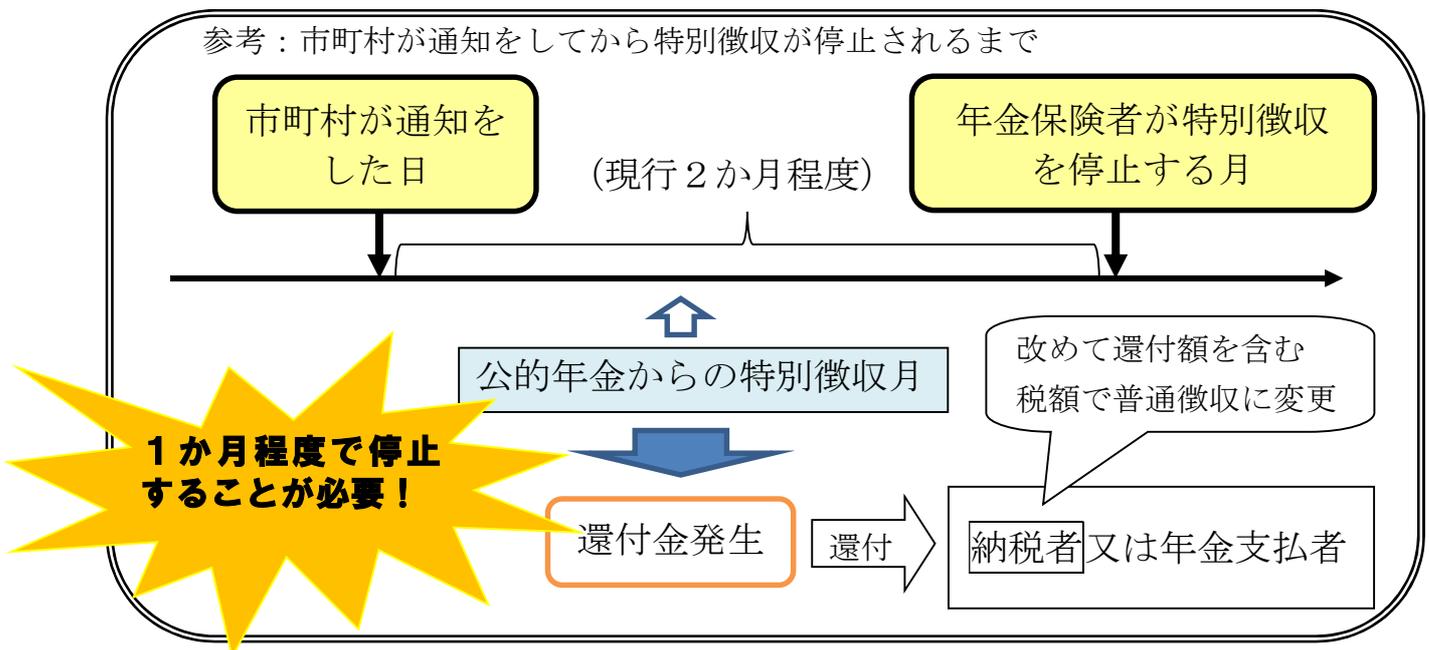
- ① 年金保険者は、年金受給者に関する情報を、5月25日までに市町村に通知しなければならないと地方税法で規定されているが、市町村は、納税通知書（兼税額決定通知書）を、6月中旬（納期限の10日前）までに納税義務者に交付しなければならないため、電算処理・発送準備等の日程が極めて厳しい状況にある。

したがって、年金保険者は、年金受給者に関する情報を遅くとも5月10日までに市町村へ通知する必要がある。

- ② 年度途中において公的年金からの特別徴収の対象でなくなった者については、市町村が年金保険者にその旨を通知してから、年金保険者が特別徴収を停止するまで2か月程度を要している。

そのため、停止までの期間に公的年金の支払月が到来し、本来徴収すべきでない税額が特別徴収される。これにより、納税者又は年金保険者に対して多くの還付が生じ、改めて還付額を含む税額を納税者から普通徴収により徴収することになるため、納税の利便性が損なわれ、納税者の理解を得られにくい状況が生じている。

したがって、年金保険者は、市町村が通知をしてから1か月程度で特別徴収を停止する必要がある。



(3) 納税者の死亡によって生ずる過誤納金に係る取扱いの合理化

- ① 納税者の死亡によって生ずる過誤納金や未支給年金請求者に係る情報について、全ての年金保険者は迅速に統一の様式による電子データを市町村へ提供すること。
- ② 1年以上経過してもなお返納情報の提供がなく、年金保険者又は遺族への還付が確定しない過誤納金について、市町村は、いったん全て年金保険者へ還付する取扱いとすること。

(理由と現状)

- ① 納税者の死亡後に特別徴収されたことによって生じた過誤納金については、特別徴収の対象となった公的年金が過払年金か未支給年金かによって年金保険者への還付の要否が決まるが、返納情報(返納不要の情報を含む。以下同じ。)の提供方法について次の問題が生じている。

ア 日本年金機構からは返納情報が紙媒体のみで提供されるため、システム反映に伴うデータ化の作業等が発生している。

イ 一部の共済組合からは返納情報が提供されず、市町村が共済組合に対して照会を行わなければならない。

ウ 返納不要の情報に還付先となる遺族(未支給年金請求者)に関する情報が含まれていない。

そのため、市町村が還付手続を迅速に行えるよう、全ての年金保険者は、同じ年間スケジュールに基づき、統一の様式による電子データで返納情報を迅速に提供すべきである。

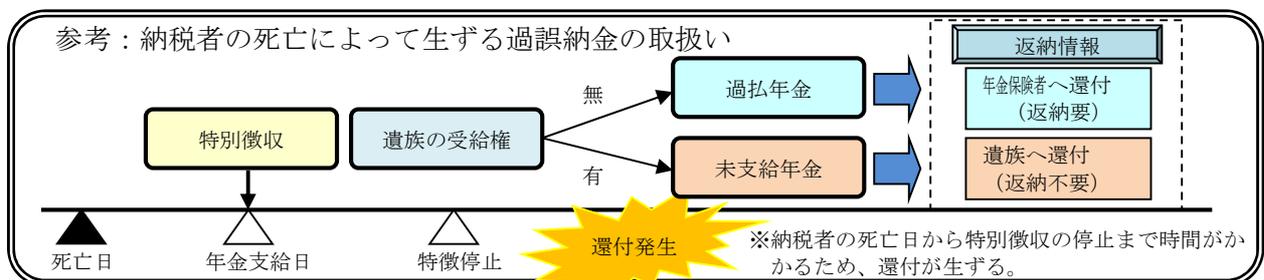
- ② 納税者の死亡後に特別徴収されたことによって生じた過誤納金については、年金保険者からの返納情報の提供を待って年金保険者又は納税者の遺族への還付手続を行っているが、返納情報の提供がなされず、長期間還付が保留となっているものが存在している。

市町村において、これらの過誤納金を管理することは次の点で妥当性を欠いている。

ア 還付未済としてこれらの過誤納金を管理しなければならず、還付事務に支障が生じている。

イ 還付通知ができず、還付未済のまま時効を迎えるものが発生する恐れがあり、歳入管理上適正ではない。

そのため、特別徴収後1年以上経過してもなお、返納情報の提供がない場合、当該過誤納金について、市町村は一律、年金保険者へ還付することとし、その後の手続は年金保険者と遺族で行うべきである。



10 土地の負担調整措置における据置措置の廃止

基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目である固定資産税については、公平で、かつ簡素な制度であることが求められることから、安定的な財源を確保しつつ、早期に負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るために、現行の商業地等の据置措置を廃止して、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

(理由と現状)

平成24年度税制改正において、住宅用地の据置措置は経過措置を経て平成26年度に廃止とされた。

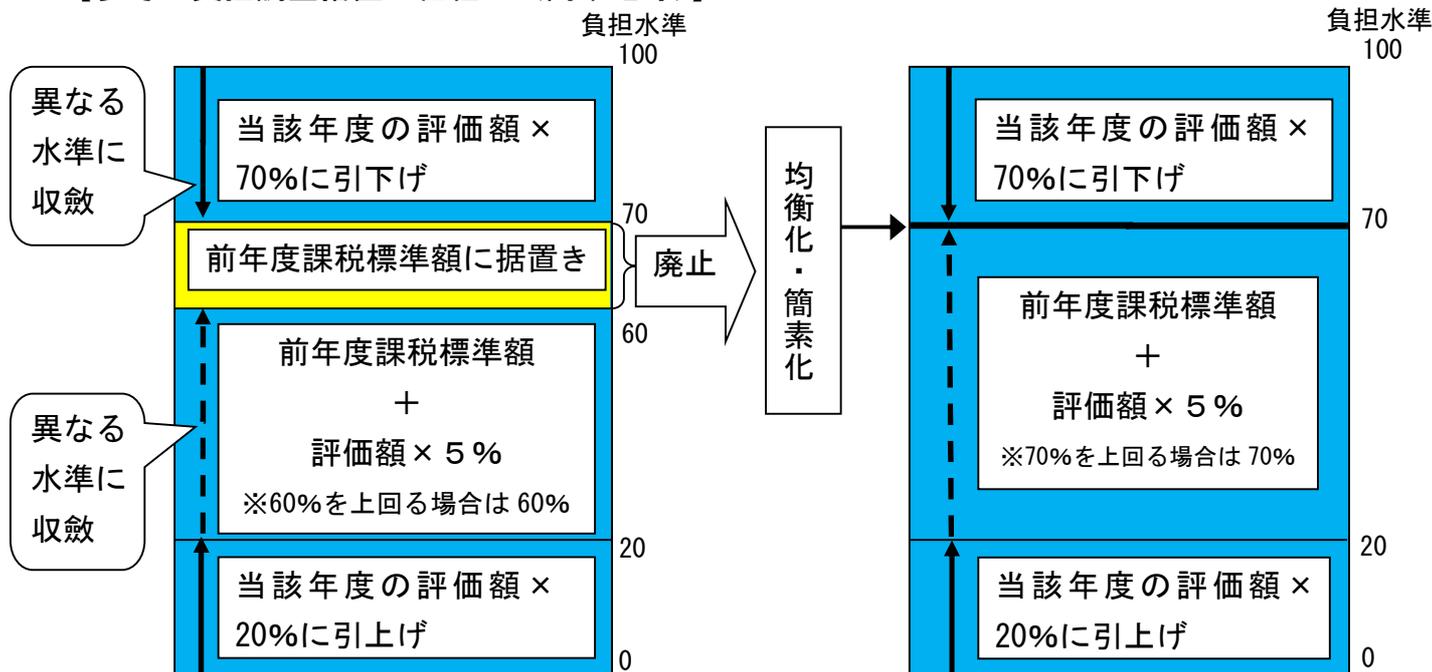
一方、商業地等については、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した負担調整措置（据置措置）が引き続き講じられている。

そのため、商業地等については、税負担が引下げとなる場合には負担水準70%に、税負担が引上げとなる場合には負担水準60%に収斂されることにより税負担に不均衡が生じていること及び納税者にとって分かりにくい制度であること等の課題が解消されずにいる。

また、ほぼ全ての商業地等は、据置措置の対象となる負担水準以上に達しており、住宅用地の据置措置が廃止された際の議論の前提であった平成23年度の住宅用地よりも、負担水準の低い土地の解消が進んでいる状況にある。

したがって、このような課題を解消し、現行の安定的な財源を確保しつつ、早期に負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るため、住宅用地と同様に商業地等の据置措置を廃止する必要がある。

【参考：負担調整措置の仕組み（商業地等）】



11 土地又は家屋を現に所有している者の届出の義務化

固定資産税の納税義務者が死亡した場合に、新たな納税義務者を迅速かつ確実に把握するために、賦課期日までに相続登記が完了しない場合に限り、現に所有している者の届出を義務化し、その課税を有効とする制度を創設すること。

(理由と現状)

現行の地方税法では、賦課期日前に、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録されている所有者が死亡した場合は、賦課期日において現に所有している者に対して課税を行うこととされている。

この現に所有している者とは、一般的には死亡した所有者の法定相続人であるが、現に所有している者の認定を行うためには、相続人調査や相続放棄の有無の確認等が必要になる。しかしながら、所有者が死亡してから相続登記がなされないまま長期間放置され、その間に数次の相続が生じて複雑化した事案も相当数存在しており、これらについて全ての相続人を確定することは容易ではないのが現状である。

したがって、新たな納税義務者を迅速かつ確実に把握し、他の納税義務者との課税の公平性を図るために、賦課期日までに相続登記が完了しない場合に限り、現に所有している者の届出を義務化するとともに、届出に基づく課税を有効とする制度を創設する必要がある。

12 税制改正に伴う地方税法の改正時期

税条例の改正に係る地方議会での審議時間及び住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法の改正時期について配慮すること。

(理由と現状)

地方税法の改正に伴う税条例の改正は、住民の生活に多大な影響を与えるものである。しかしながら、地方税法の改正法の可決日から施行日までの期間が短い状態が続いている。

このことから、住民の意思を代表する地方議会での審議時間及び住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法の改正時期について配慮する必要がある。

地方税法の改正時期等

	平成 24 年度 (法律第 17 号)	平成 25 年度 (法律第 3 号)	平成 26 年度 (法律第 4 号)	平成 27 年度 (法律第 2 号)	平成 28 年度 (法律第 13 号)	平成 29 年度 (法律第 2 号)
可決日	3 月 30 日	3 月 29 日	3 月 20 日	3 月 31 日	3 月 29 日	3 月 27 日
公布日	3 月 31 日	3 月 30 日	3 月 31 日	3 月 31 日	3 月 31 日	3 月 31 日
施行日	4 月 1 日	4 月 1 日	4 月 1 日	3 月 31 日	4 月 1 日	4 月 1 日

注 施行日については、改正条項のうち施行が最も早いものに係る日を掲載している。



**可決日から施行日までの期間が短すぎるので、
地方議会での審議時間と住民への周知期間が
十分確保できない！**

13 地方税制に関する指定都市の意見の反映

指定都市の代表者を国と地方の協議の場の構成員とし、地方税制に関して、大都市という観点を踏まえた指定都市の意見を反映させること。

(理由と現状)

国と地方の協議の場が法制化され、関係大臣と地方六団体の代表者による協議が行われているが、指定都市の代表者は、国と地方の協議の場に参加を認められていない。

しかしながら、地方税制に関する地方の声を十分に反映していくためには、大都市という観点も含めた多様な地域の意見を直接聴取すべきである。

については、社会経済の変化に対応し、地方の実態に即した地方税制を確立するために、最も自立した基礎自治体であり、また、大都市特有の役割と財政需要をもつ指定都市の代表者を国と地方の協議の場の構成員に加え、地方税制に関して直接意見を聴取し、その意見を十分反映させる必要がある。

国と地方の協議の場に関する法律（抄）

(構成及び運営)

第二条 協議の場は、次に掲げる者をもって構成する。

一 内閣官房長官

二 内閣府設置法第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣のうち、同法第四条第一項第三号の三の改革に関する事務を掌理する職にある者

三 総務大臣

四 財務大臣

五 前各号に掲げる者のほか、国务大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者

六 都道府県知事の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。）を代表する者 一人

七 都道府県議会の議長の全国的連合組織を代表する者 一人

八 市長の全国的連合組織を代表する者 一人

九 市議会の議長の全国的連合組織を代表する者 一人

十 町村長の全国的連合組織を代表する者 一人

十一 町村議会の議長の全国的連合組織を代表する者 一人

2～10 省 略